# 外務職員の公の名称に関する省令 （昭和二十七年外務省令第七号）

#### 第一条（公の名称の付与）

外務大臣は、外務職員（以下「職員」という。）に対し、公の便宜のために必要があると認める場合には、国際慣行に従い、第二条及び第三条に掲げる公の名称の一又は二以上を用いることを命ずることができる。

#### 第二条（公の名称の区分）

職員が外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第六条第一項の規定に基いて用いる公の名称の区分は、左のとおりとする。

###### 一

主として外交事務に従事する職員が用いる公の名称

###### 二

主として領事事務に従事する職員が用いる公の名称

###### 三

主として外交領事事務に直接関連する業務に従事する職員が用いる公の名称

###### 四

前各号に掲げる事務又は業務の一般的補助業務に従事する職員が用いる公の名称

#### 第三条（特別の公の名称の区分）

外務公務員法第六条第二項の規定により職員に対し用いさせることができる公の名称は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる名称とする。

###### 一

主として外国政府と交渉し、又は国際会議若しくは国際機関に参加する職員その他特別の必要がある職員

###### 二

削除

###### 三

主として電信符号の組立て若しくは解読又は電気通信事務に従事する職員

###### 四

主として通訳事務に従事する職員

###### 五

主として翻訳事務に従事する職員

###### 六

在外公館に勤務し、主として防衛に関する事務に従事する職員

###### 七

在外公館に勤務し、主として医務に関する事務に従事する職員

###### 八

在外公館に勤務し、主として在外公館の警備に関する事務に従事する職員

##### ２

もつぱら財務、商務、農務、労働等に関する外交領事事務に従事する職員が用いる公の名称については、必要に応じ別に外務大臣が定めるものとする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

# 附　則（昭和二七年六月一七日外務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二九年二月一六日外務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三〇年八月二〇日外務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三一年五月一〇日外務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四〇年五月四日外務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四四年四月一〇日外務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四五年三月五日外務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五九年六月二一日外務省令第八号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年一〇月一八日外務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。